

## 日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱

平成 29 年 7 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 日野市子どもの貧困対策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく事業の進行管理等を行うため、日野市子どもの貧困対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要と認める事項については、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本方針の推進及び進捗に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に結びつく情報交換等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、15 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 公募市民 3 人以内
- (3) 子どもの貧困対策に関する活動を行っている者 2 人以内
- (4) 日野市民生・児童委員協議会の代表者 1 人
- (5) 小中学校の代表者 2 人
- (6) 日野市職員 5 人以内
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日から 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会において会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支払わない。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開と会議録の作成)

第10条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会の議決により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 前項の会議録は、委員会の庶務を担当する部署において保管するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉部セーフティネットコールセンターにおいて処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。